

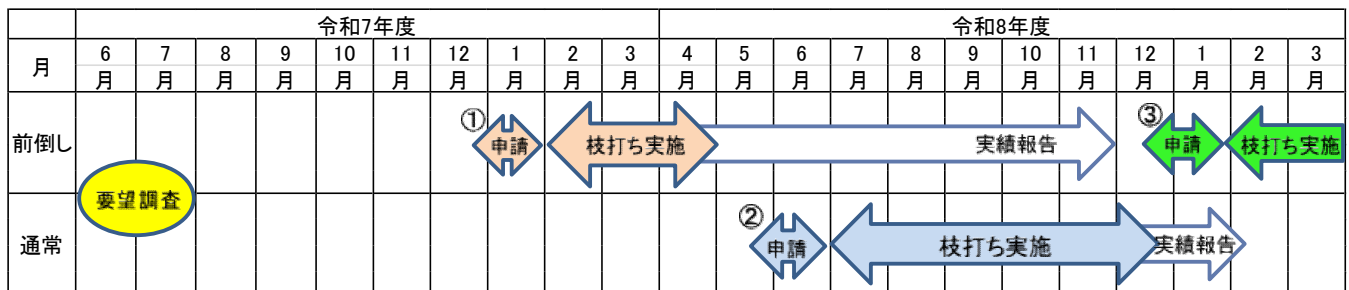
散居景観保全事業の解説

【趣旨】

屋敷林の枝打ち等の維持管理に対して支援することにより、所有者の経済的及び労力的な負担を軽減し、カイニョに覆われた緑豊かな散居景観の保全・育成を行うことを目的としています。

【事業の流れ】

- | | | |
|---------------------|----------|-----------------|
| 1. R 7 年 6 月中旬 | 市から地区へ | 事業実施希望調査の案内 |
| 2. R 7 年 7 月 25 日まで | 地区から市へ | 書類（計画概要書・見積書）提出 |
| 3. R 8 年以降事業実施時期 | 市から地区へ | 補助金交付申請書提出の案内 |
| 4. 〃 | 地区から市へ | 補助金交付申請書の提出 |
| 5. 〃 | 市から地区へ | 補助金交付決定通知書の送付 |
| 6. 事業実施 | 各個人から業者へ | 枝打ちの実施 |
| 7. 事業終了後 | 地区から市へ | 実績報告書の提出 |
| 8. 〃 | 市から地区へ | 補助金の支払い |



実施時期：①R8. 2～4 月希望 ② R8. 7～12 月希望 ③ R9. 2～4 月希望

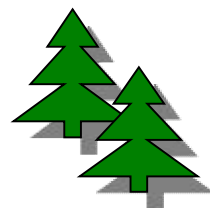
第1希望は必ず「①令和8年2～4月実施」又は「②令和8年7～12月実施」から選択してください。「③令和9年2～4月実施」は要望が多く調整が必要な場合の参考としてお伺いするものです。

注1）補助金交付決定通知書が届いた後、枝打ちを実施して下さい。交付決定前に枝打ち等を行われた場合は、補助事業対象外となります。

注2）地区から申請書や報告書等の提出が必要となる場合は、あらかじめ市から提出依頼書類を送付いたします。

【補助額】

当該費用の2分の1を補助します（ただし、上限は20万円／戸）。



【補助要件】

- 1) 散居景観保全事業に関する住民協定の締結地区であることが必要です。
- 2) 補助は4年に1回に限ります。（例：R4年に事業を実施された方は、R5～R7年は実施できません。R8年以降に実施可能です。）
- 3) 専門的な技術を要する高木の枝打ち、倒木の恐れがある樹木等の伐採が補助対象となります。
- 4) 補助対象となる樹木は、高木層の樹種（スギ、ケヤキ、ヒノキ等）のみです。
庭園の修景を目的とする樹木（中木・低木層の樹種）、果実の採取を主たる目的とする樹木（カキ、クリ、ナシ等）は除きます。樹種に関しては、**別表**をご覧ください。
- 5) 補助対象樹木を2本以上含み、高木層・中木層の樹種を合わせて5本以上の樹木で構成された屋敷林を有する事業者が補助対象となります。
- 6) 枝葉の量を現況の60%以下にするなど、過度な枝打ちは樹木の生育に悪影響を及ぼすため、写真のような枝打ちは補助の対象外となることがあります。



7) 枝の処理費及び運搬費等の補助について

＜リサイクル業者へ搬出する場合＞

リサイクル伝票（マニフェスト）の提出が必要です。

＜リサイクル業者を介さない場合＞

- ・粉砕機等を用いて枝葉を屋敷林の堆肥等にする場合は、粉砕機を使用している写真及びチップを散布した写真の提出が必要です。
- ・枝加工用機械等を用いて枝を薪として利用する場合は、枝を薪に加工している写真及び加工した薪の写真の提出が必要です。

別表

高木層・中木層の樹種

	常緑針葉樹	落葉広葉樹	常緑広葉樹
高木層 10 m以上	アカマツ アスナロ イチイ クロマツ コウヤマキ コウヨウザン ゴヨウマツ サワラ スギ (落葉針葉樹) イチョウ トウヒ ヒノキ モミ	アカメガシワ アズキナシ イイギリ エゴノキ エノキ エンジュ <u>カキ</u> カツラ キリ <u>クリ</u> ケヤキ コナラ サクラ類 シダレヤナギ シナノキ トチノキ <u>ナシ</u> ハクモクレン ハリギリ ハンノキ ホオノキ ミズキ ユリノキ	ウラジロガシ クスノキ クロガネモチ シュロ シラカシ シロダモ スダジイ タイサンボク タブノキ <u>ビワ</u>
中木層 5～10 m	カイツカイブキ ヒムロ ヒヨクヒバ ラカンマキ	カエデ類 コブシ ザクロ サルスベリ サンショウ スモモ ナナカマド ネムノキ ハコネウツギ ハナミズキ ムクゲ ヤマグワ ヤマボウシ	アセビ ウバメガシ カクレミノ キンモクセイ ゲッケイジュ サカキ サザンカ サンゴジュ シキミ ソヨゴ タラヨウ ネズミモチ ヒイラギ モチノキ モッコク ヤブツバキ ユズリハ

※____は果実の採取を主たる目的とする樹木を示す。